

嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練に対する意見書

平成 31 年 1 月 23 日及び 2 月 21 日、嘉手納飛行場周辺自治体のたび重なる中止要請や抗議にもかかわらず、住宅が周辺に密集する嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練が、立て続けに強行された。

嘉手納飛行場においては、平成 29 年にも 3 回にわたりパラシュート降下訓練が行われており、繰り返される同訓練に近隣住民の不安が募る中、2 月 21 日の訓練では指定降下着地帯を外れて着地したことが確認されており、一步間違えれば大惨事へとつながりかねない危険な訓練は到底看過できるものではない。

さらに、パラシュート降下訓練は、1996 年の SACO 最終報告で伊江島への訓練移転が合意され、嘉手納飛行場での訓練は「例外的な場合に限る」とされているにもかかわらず、「例外的な場合」の明確な検証、説明もないまま、基地周辺住民や県民の声を無視するかのよう嘉手納飛行場において同訓練が繰り返されることに周辺住民の不満は募り、常態化することは断じて容認できるものではない。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権を守る立場から、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. SACO 合意を遵守し、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を行わせないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 26 日
沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長